平成２２年（フ）第３１１号
大阪市住吉区住吉２丁目６番32号　アベニュー住吉407号
債務者　大浦　次郎
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２５６号
松江市下東川津町243番地６　カトウアパート107
債務者　寺本　祐輝
1　決定年月日時　平成22年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
松江地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３０５号
山口市穂積町２番２―201号
債務者　中村江里子
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３０７号
山口県防府市東仁井令町６番11号
債務者　河崎　佳子
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３１０号
山口市小郡下郷1277番地　アメニティマンション田中305号
債務者　山本　宏司
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３６０号
佐賀県伊万里市二里町大里乙81番地１
債務者　米岡　俊哉
1　決定年月日時　平成22年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第３７５号
佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿乙1678―11　嬉野館第一号マンション305、住民票上の住所
佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿甲4542番地１
債務者　有田　千晴
1　決定年月日時　平成22年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第５号
佐賀県伊万里市大坪町乙4391番地
債務者　中島　　亨
1　決定年月日時　平成22年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第６号
佐賀県杵島郡白石町大字福富下分341番地
債務者　久原とよ子（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成22年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第７号
佐賀県伊万里市山代町楠久津127番地
債務者　藤本　勇輔
1　決定年月日時　平成22年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第８４６号
北九州市小倉南区横代北町５丁目５番８号
債務者　三洋住建こと　中村　　光
1　決定年月日時　平成22年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１３８７号
北九州市小倉北区三郎丸２丁目10番31―501号
債務者　小野　幸子（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成22年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１４３４号
北九州市小倉北区上到津１丁目５番27号大永荘102
債務者　八丁　　徹
1　決定年月日時　平成22年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１４９８号
北九州市八幡西区青山２丁目７番10―408号
債務者　小谷　和之
1　決定年月日時　平成22年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１５０３号
北九州市八幡西区折尾５丁目５番27―105号
債務者　清水　正兼
1　決定年月日時　平成22年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第７０６号
奈良県生駒市東生駒１丁目355番地　メゾン大和316
債務者　黒川　利絵
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第８１３号
奈良県桜井市大字桜井585番地
債務者　作道　昌次
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第８２７号
奈良県大和郡山市筒井町142番地　若浪荘11号室
債務者　村上　文恵
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
奈良地方裁判所